

都市計画道路補助第217号線
(上祖師谷四、五、六丁目)

みちづくりニュース No.1

平成30年9月発行

編集・発行：世田谷区 道路・交通政策部
道路計画課

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

TEL 03(5432)2538

FAX 03(5432)3067

事業概要と測量調査についての説明会を開催しました。

平成30年8月29日(水) 上祖師谷まちづくりセンター2階 活動フロアで、都市計画道路補助第217号線(上祖師谷四、五、六丁目)(以下、「対象区間」と表記します。)の事業概要及び測量調査に関する説明会を開催しました。

当日は、28名の皆様にご参加いただきました。

このニュースでは、当日ご説明した内容とご意見やご質問に対する区の考え方についてご報告いたします。



説明会当日の様子

説明概要

1. 路線概要について

1) 路線全体の概要

都市計画道路補助第217号線は、昭和41年に都市計画決定された都市計画道路で、世田谷区成城三丁目(世田谷通りとの交差点)を起点、杉並区久我山一丁目を终点としており、世田谷区から杉並区へとつながる区内南北方向の重要な路線です。総延長が約5,930m、計画幅員は16mで都市計画決定しています。

都市計画道路
補助第217号線

優先整備路線
(当該箇所)

成城学園前駅



2) 事業着手を目指す区間について

位置

今回、都市計画道路補助第217号線において、事業着手を目指す対象区間は、右図の赤色で示した延長約160mの区間です。

道路計画の位置づけ

都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町が定めた計画である「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、対象区間は、平成37年度までに優先的に整備すべき路線である優先整備路線に選定されています。

また、区の方針での位置づけとして、将来の都市の骨組みを示した都市整備方針の分野別方針である「せたがや道づくりプラン」で、対象区間は、平成35年度までに事業化を目指す路線である優先整備路線の中でも特に早期整備が望ましい路線に位置づけられています。



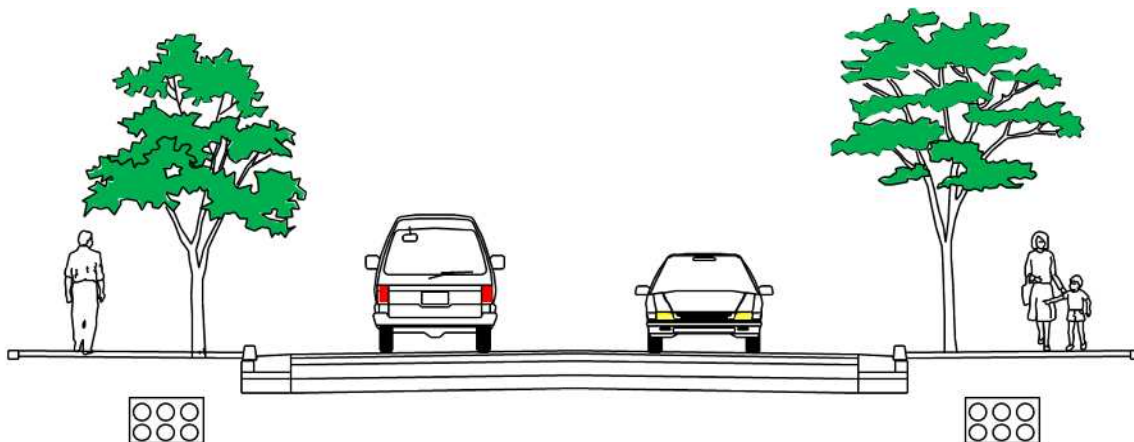
3) 対象区間の整備による効果

対象区間の整備による主な効果は以下のとおりです。

効果	歩行者などの安全性の向上 <ul style="list-style-type: none">対象区間の北側の大道北土地区画整理により整備済みである区間と成城通りをつなげることによる利便性の向上歩車道を分離して道路の両側に連続した歩道を設置することによる平常時における安全性の向上
効果	防災性の向上 <ul style="list-style-type: none">上祖師谷中学校などの避難所までの避難路・支援路の確保消防活動の円滑化災害時における延焼遮断・遅延効果
効果	安全で快適な道路空間の確保 <ul style="list-style-type: none">東京都が施行中の補助54号線に連動して事業を実施することによる補助54号線との連続性の確保
効果	南北交通ネットワークの形成・強化 <ul style="list-style-type: none">北側の東京都が施行する優先整備路線となっている区間と併せて整備することによる甲州街道までの南北交通ネットワークの形成、強化

整備イメージ

対象区間の道路築造については、車道と歩道を分離するとともに、自転車走行環境の形成や、電線類の地中化、道路緑化など安全で快適な道路空間の創出を検討していきます。



断面構成は変更となることもあります。

2. 測量調査について

事業の着手に先立ち、以下の測量調査を実施します。

現況測量・・・道路、建物、塀などの位置・形状を調査し、計画道路の精密な位置を明らかにする測量調査

用地測量・・・道路計画線がかかる土地の面積を明確にする測量調査

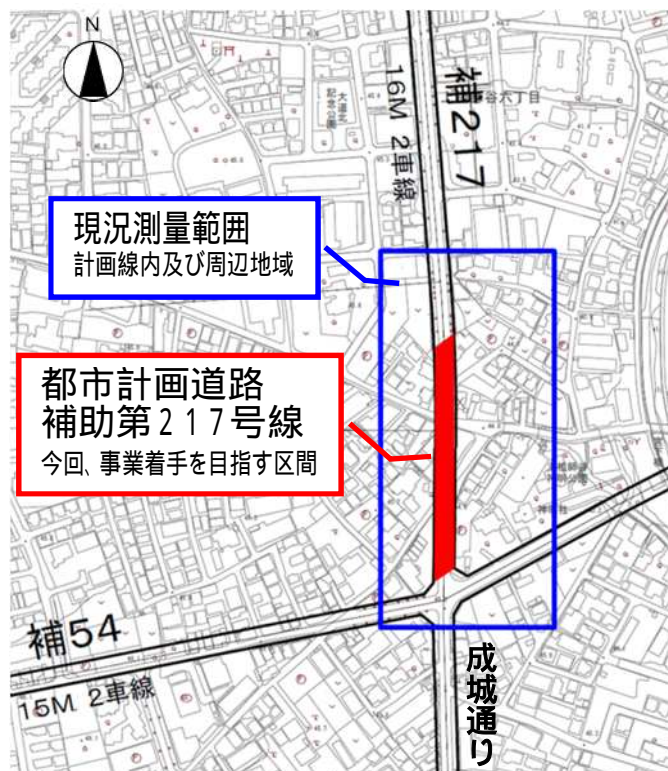
1) 現況測量について

現況測量の内容

現況測量では、現在ある道路、建物、塀、境界杭などの位置・形状について測量調査を行い、その結果を基に、都市計画道路の精密な位置を現地に示します。

現況測量の範囲

現況測量の範囲については、対象区間の区域とその周辺地域を対象としています。(右図のとおり)



2) 用地測量について

用地測量の内容

用地測量では、道路計画線にかかる土地について、現地で土地権利者による土地境界確認のための立会いを行い、隣接する道路や土地との境界の位置を確定します。そして、境界確認に基づき、土地の境界に関する測量図を作成し、道路計画線にかかる面積を確定します。

用地測量の範囲

用地測量の範囲については、道路計画線にかかる土地が測量対象となります。また、隣接する土地については、用地測量の対象ではありませんが、対象の土地の境界を確認するために、現地の測量調査を実施させていただく場合があります。(用地測量範囲の詳細については、区担当からご連絡します。)

用地測量の進め方

道路計画線にかかる土地の境界を確認する測量

・資料の調査

資料とは、土地の面積を計算した図面や過去に行われた隣接地との土地境界確認書や法務局で発行されている地積測量図などです。

・現地の境界標(杭、プレート、鋳等)の調査

・資料、現地調査などを基に土地境界の精査

皆様の土地の境界位置を確認するための立会い

・境界確認の依頼状の送付

・資料や現地調査結果などを基にした現地での境界位置の確認立会い

境界確認立会いは、原則、平日に設定させていただく予定ですが、ご都合がある場合などは、個別に日程調整させていただきますので、区担当までご連絡ください。

既に境界確認書を取り交わしている場合などは、立会いを実施しないこともあります。

合意した土地境界位置に基づいた土地境界に関する測量図の作成

・現地への境界標(杭、プレート、鋳)の標示

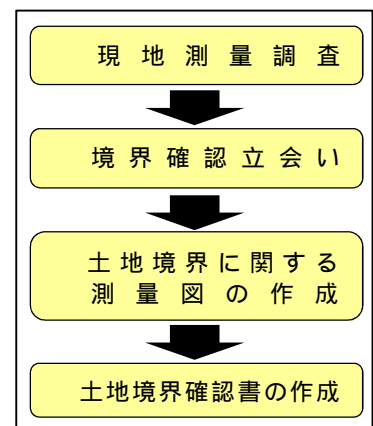
既存の境界標がある場合は、原則として新たに標示しません。

・土地の境界に関する測量図の作成

境界確認書の作成

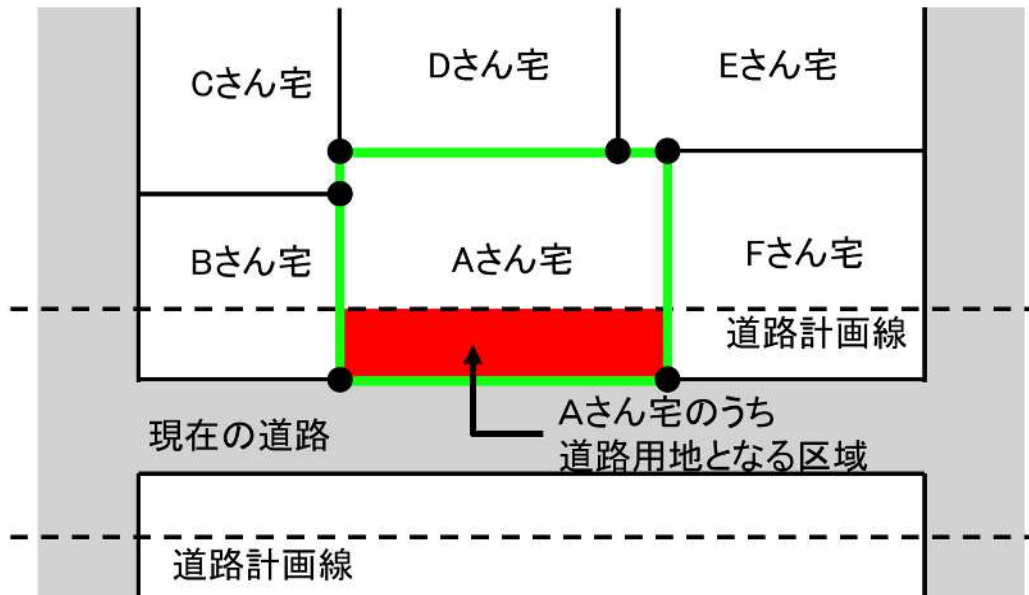
・土地境界図(公有地と民有地)・境界確認書(民有地と民有地)の作成

・境界確認書の取り交わし(土地境界確認書への署名・押印をお願いいたします。)



土地境界確認立会いの範囲

道路計画線がかかる区域を確定するためには、土地の面積を個別に確定させることが必要となります。下図は、用地測量に伴う土地境界確認立会いの範囲のイメージを示したものです。例えば、Aさん宅の土地の面積を確定させるためには、Bさん、Cさん、Dさん、Eさん、Fさん宅との境界点及び道路との境界点となる6箇所の部分、土地権利者が現地で立会いを行って確認する必要があります。



測量調査会社

測量調査作業は、以下の測量会社に委託しています。測量会社は、区が発行する身分証明書を携帯し、世田谷区と書かれた腕章を着用いたします。

測量作業の際、皆さまの土地への立ち入りをお願いする場合は、測量作業員が事前にお声がけさせていただきます。

皆さまには、ご迷惑をお掛けすることもあります。ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。

測量調査会社：アラタニ土木コンサルタント株式会社 東京支店

測量調査期間：平成30年9月上旬から平成31年2月（予定）

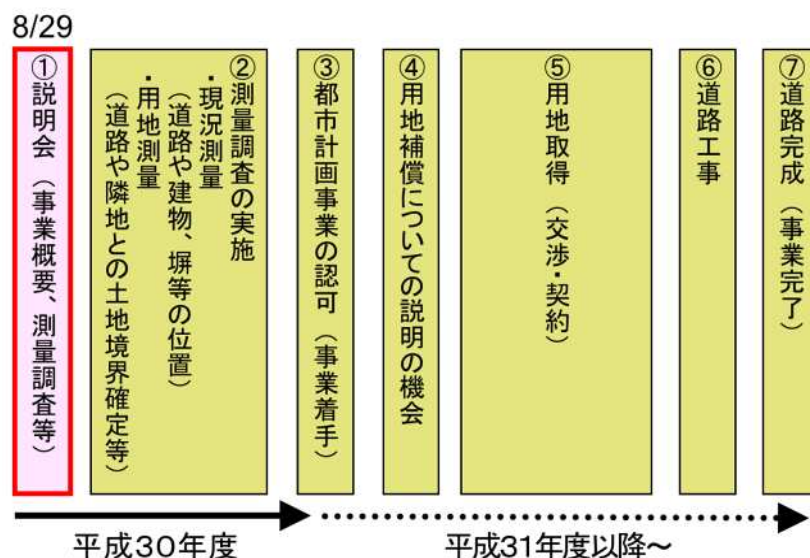
測量作業時間：原則、平日の午前8時30分から午後5時頃まで

担当 荒谷、齋藤

連絡先 03(6805)8283

3. 今後のスケジュールについて

対象区間の事業着手時期や事業期間については、測量調査の進捗状況なども踏まえ、事業認可を行う東京都とも調整を行い、検討していきます。具体的なことが決まりましたら、みちづくりニュースでお知らせします。



主なご意見・ご質問について（Q.出席者のご意見等 A.区の方）

1. 事業計画について

Q. 対象区間の道路築造はいつ頃になるのか。

A. 対象区間の道路築造は、事業期間のなかで実施されます。時期については、事業着手後、用地を取得させていただきながら、検討することになります。

2. 測量調査について

Q. 用地測量での資料提供とは、具体的に何をすればいいのか。

A. 用地測量を実施するにあたり、権利者の方が、土地面積を計算した測量図や過去に取り交わした境界確認書などをお持ちであれば確認させていただきたいので、資料を用意しておいていただきたいと思います。

Q. 土地境界立会い日程は、平日に行うとの説明があったが、事前に日程調整をしてもらえるのか。

A. 用地測量に伴う土地境界立会いについては、平日の昼間に設定する予定ですが、皆様のご都合を事前にご連絡いただければ、個別に相談させていただきながら、対応していきたいと考えています。

Q. 測量完了時期を教えてください。

A. 測量調査期間は、平成31年2月上旬までの予定となっています。

Q . 今回の測量を行うことを誰が決めたのか。

A . 対象区間は、せたがや道づくりプランや東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の中で、特に早期整備が望ましい路線としており、世田谷区として事業着手に向けた準備に取り組む旨を判断しています。

3 . 交通について

Q . 交通量の予測は、どうなっているのか。

A . 対象区間の開通時の24時間車両交通量は、約8,000台、大道北土地区画整理で整備済みの区間より北側の優先整備路線が整備され、道路ネットワークが整備された前提での24時間車両交通量は、約10,000台程度と予測しています。

Q . 対象区間が開通すると、上祖師谷中学校前の道路の車両交通量が増え、交通事故の可能性が高くなるが、交通安全対策をどうするのか。

A . 対象区間の道路整備に伴う交通安全対策については、整備時期の交通流動も想定し、交通管理者である警視庁とも協議を行いながら、検討していきます。

Q . 自転車は車両なので、歩道に乗り入れさせないようにしてほしい。

A . 対象区間の道路築造については、法律を踏まえて、自転車の走行空間の整備などの検討を行っていきます。

4 . その他

Q . 事業中の補助54号線の整備スケジュールについて、教えてほしい。

A . 補助54号線の整備については、現在、電線共同溝の設置工事を実施していると施行者である東京都から聞いていますが、詳細については、東京都第二建設事務所までお問い合わせください。

（東京都 第二建設事務所 工事第一課 設計総括担当 ☎03 - 3774 - 9009）

Q . 大道北土地区画整理で整備済みの区間より北側の、優先整備路線の位置づけがある都市計画道路補助第217号線の事業スケジュールは、どのようになっているのか。

A . 大道北土地区画整理で整備済みの区間より北側の区間については、東京都が施行することとなっておりますので、事業スケジュールについては、東京都第二建設事務所にお問い合わせください。

（東京都 第二建設事務所 工事第一課 設計総括担当 ☎03 - 3774 - 9009）

Q . 成城通りは都市計画道路補助第217号線であるのか。

A . 都市計画道路補助第217号線は、都市計画決定済みの幅員16mの都市計画施設としての名称であり、成城通りは、世田谷区で定めている道路通称名で、現存の道路の名称です。都市計画道路補助第217号線と成城通りは、重なっている区間もありますが、そうでない区間もあります。

Q . 対象区間の南側の区間の事業計画はどのようになっているのか。

A . 対象区間より南側の都市計画決定されている未整備区間については、整備事業実施時期は未定ですが、今後、大規模な土地利用の転換、交通状況の大幅な変化などに応じて、道路ネットワークの形成や防災性などの観点から、検討を行っていくこととなります。なお、現在、成城学園前駅付近などの区間は事業の途中であり、上祖師谷四丁目 2 4 番（上智大学祖師谷国際交流館前）付近は完成しています。

Q . 成城地区の道路整備は遅れているのではないか。

A . 成城学園前周辺については、戦前に土地区画整理事業などが行われていて、都市計画道路（地区幹線道路）以外の地先道路は比較的整備されていますが、成城地区全体では道路整備が不十分な場所もあります。道路計画課は、地区幹線道路の整備を所管していますが、地先道路整備のご要望等があれば、所管部署で検討していきます。

Q . 築造工事を行う時期を決定するのは誰になるのか。

A . 道路築造については、工事を行う所管や事業を執行する所管（用地取得のお願い等を担当）など関係所管が相談しながら時期等を定めていくこととなります。

Q . 区と都が連携して、道路整備に取り組んでほしい。

A . 安全で連続的な歩車道を分離した道路整備を目指し、都とも連携して（区が施行する都市計画道路補助第 2 1 7 号線の）整備に取り組んでいきます。

Q . 上智大学祖師谷国際交流会館（上祖師谷四丁目 2 4 番）付近が、道路幅員 1 6 m の完成イメージということになるのか。

A . 上智大学祖師谷国際交流会館（上祖師谷四丁目 2 4 番）付近は、区間は短いですが、道路幅員 1 6 m の完成区間となっています。

お問い合わせ先

世田谷区 道路・交通政策部 道路計画課 担当 宮田、志村

〒154 - 8504 世田谷区世田谷 4 - 21 - 27

電話 03 (5432) 2538 FAX 03 (5432) 3067

「みちづくりニュース 1」や説明会で使用した資料については、区のホームページで公開しています。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/124/379/381/d00161812.html>